

## 資料 3

# 薩摩川内市まちづくり計画(概要)

「まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、1市4町4村の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

計画の構成は、新市を建設していくための「基本方針」及びこれを実現するための「基本計画」、「まちづくり事業計画」、「公共施設の基本的考え方」及び「財政計画」を中心として構成されています。

計画の期間は、合併年度（平成16年10月12日の目標）及びその後の10年間（平成26年度）とします。

合併前の関係市町村の基本構想（総合計画・総合開発計画・総合振興計画等）は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保したものとなっています。

## 新市まちづくりの基本方針

### 新市まちづくりの基本理念（まちづくりの基本的姿勢）

#### 「『地域力』が奏でる『都市力』の創出」

それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら10万人都市の潜在力を最大限に発揮し、これらが連携することにより新しい価値を創造していきます。

##### <視点>

- ◆「地域力」を育み新しい地域創造をめざす
- ◆「都市力」を最大限に発揮する
- ◆市民参画によるまちづくりを進める
- ◆行財政運営の効率化を進める

### 新市がめざす将来都市像

#### 「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

自然や歴史・文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを実践する主体は市民です。この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できる将来像を描き、その実現に向かって協働し、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれの潜在力をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりをめざします。

### 新市まちづくりの基本方針（将来都市像実現に向けた7つの政策）

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都

市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり（コミュニティ）
- 2 健康でともに支え合うまちづくり（保健福祉）
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり（教育文化）
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（生活環境）
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり（産業振興）
- 6 都市力を創生するまちづくり（社会基盤）
- 7 みんなで進める市民参画のまちづくり（市民参画）

## 新市の都市構造

### ●ゾーンごとの振興方向

- ・都市文化ゾーン 「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」
- ・田園文化ゾーン 「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」
- ・海洋文化ゾーン 「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

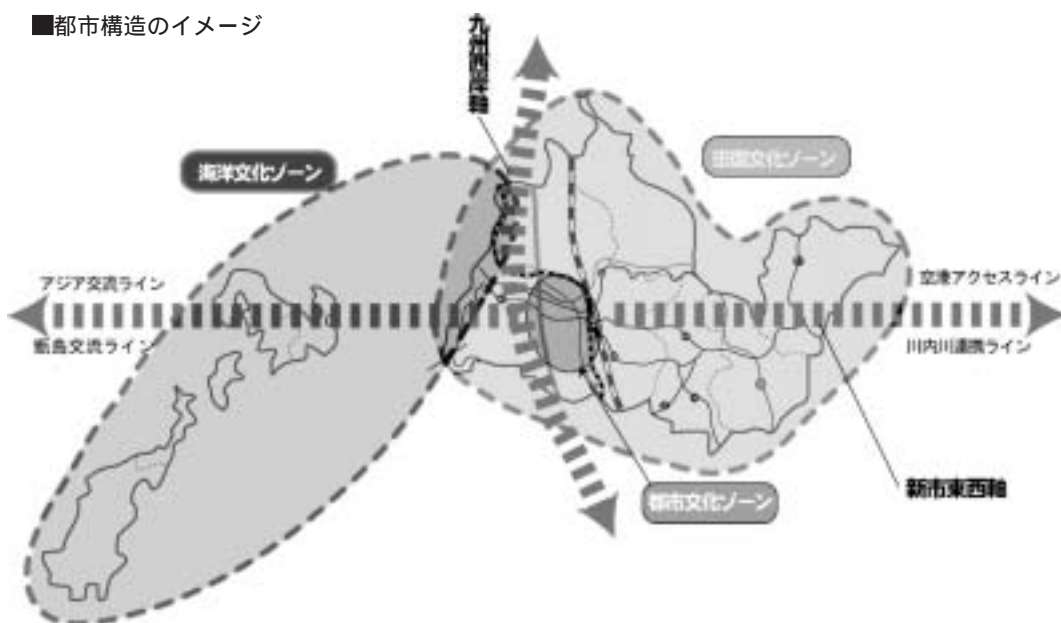
### ●交流・連携軸

- ・九州西岸軸（南九州西回り自動車道・国道3号/328号・九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道）
- ・新市東西軸（甑島交流ライン・川内川連携ライン・空港アクセスライン・アジア交流ライン）
- ・地域交流軸（川内極脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン・東郷極脇連携ライン・東郷極脇入来連携ライン・川内東郷連携ライン・甑島縦貫ライン・都市核道路）

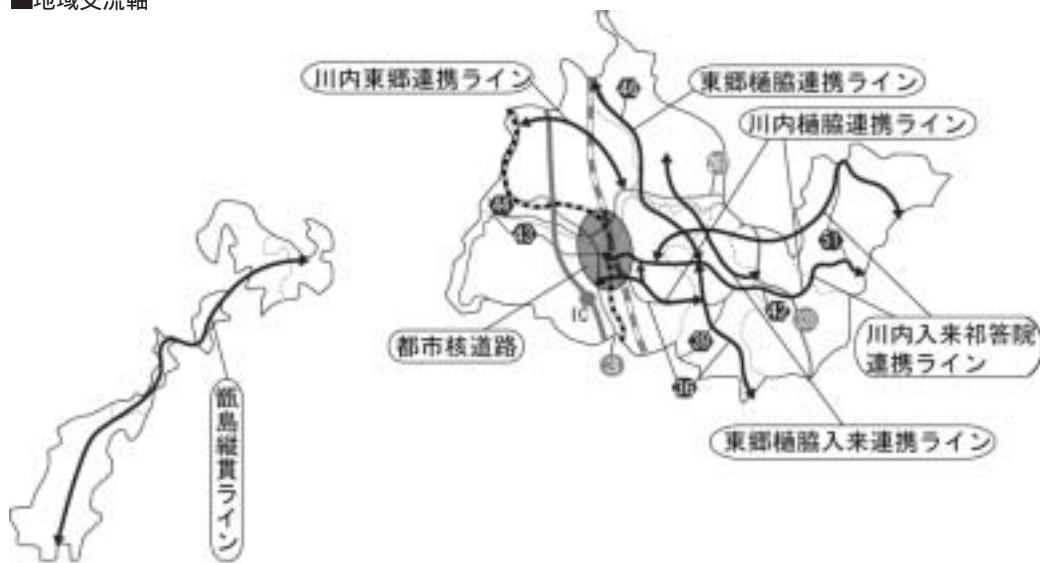
### ●土地利用の基本的な考え方

新市においては、将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

#### ■都市構造のイメージ



## ■地域交流軸



## 公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理については管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入について研究を行います。

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所（川内市神田町3番22号）とし、従前の樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甕村役場、下甕村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでなく従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

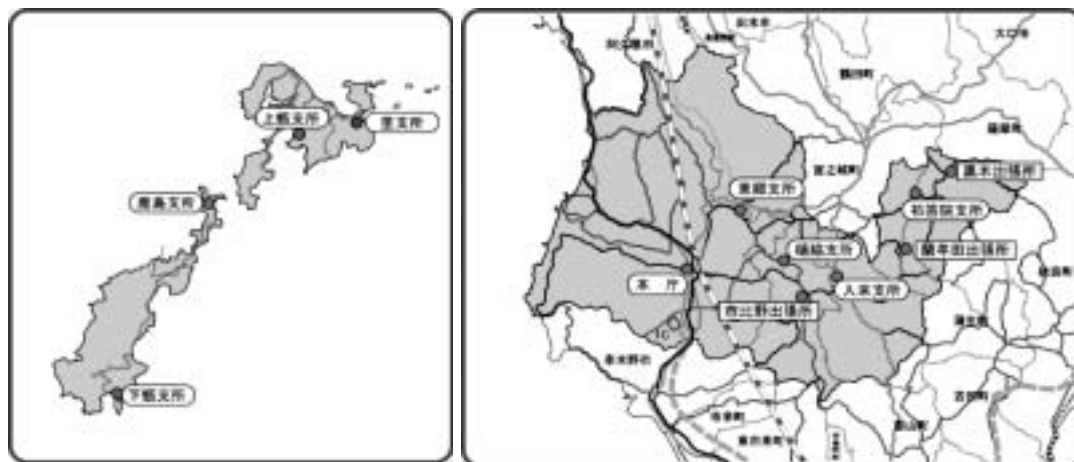
また、将来の新庁舎建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、藺牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから、市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

PFI...プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称です。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のことです。  
市民サービスコーナー...住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してあります。

■本庁・支所・出張所の位置



公共施設呼称（類似施設）

	施設区分	新たな施設呼称	合併前の施設名称	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甕島クリーンセンター 下甕村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甕島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甕村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甕村し尿処理場	有人施設
4	下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甕中野浄化センター 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園	(各市町村立)○○幼稚園 ○○小学校附属幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
7	健康保健増進等施設	保健センター ※現市町村名に「保健センター」を続ける。 例：東郷町保健センター→東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甕) 保健福祉センター(榎脇) 健康管理センター(下甕)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な老人福祉施設	高齢者福祉センター ※現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甕村老人福祉センター 下甕村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所(川内・祁答院・里・上甕・下甕・鹿島)	
10	総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・榎脇・上甕) 総合体育施設(東郷)	
11	その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例：上甕村立体育館→上甕体育館	総合体育館/体育センター/武道館/弓道場/庭球場/運動公園/グラウンド/ブル/B & G 海洋センター/ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者技術研修館 川内市勤労青少年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	

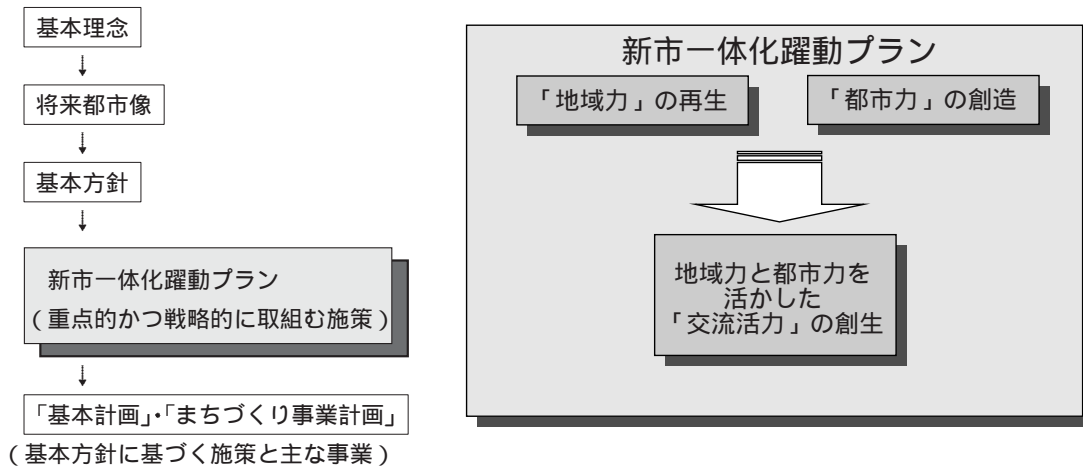
	施設区分	新たな施設呼称	合併前の施設名称	備考
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里・上甑・下甑・鹿島)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	
15	中央公民館	生涯学習センター ※現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例：樋脇町中央公民館→樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甑) 歴史民俗資料館(下甑)	川内市歴史資料館は除く。
17	(地区・校区) 公民館	地区コミュニティセンター ※現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

※上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを挙げてあります。  
※一部事務組合施設については便宜的に新市施設として挙げてありますが、今後事務組合等との協議により検討されるものです。

## 新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取組みます。なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

### ■計画上の位置付け



## 地域力再生プロジェクト

### 1 地区コミュニティ主体の地域づくり

#### ①地区コミュニティ協議会制度の導入

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能(運

営体制や助成制度など) 事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することによりコミュニティ機能の活性化を図ります。なお、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ協議会との連携を推進します。(主要事業：コミュニティ推進事業、地区振興計画策定支援事業)

②地区コミュニティ活動への支援強化

## 2 地域を支える人を育てるまちづくり

①生涯学習の推進

②男女共同参画社会の形成

③地域特性を活かした学校教育の推進

## 3 地域文化を大切にすまちづくり

①文化財及び伝統芸能等の保存・継承

②文化的施設の整備及び利用促進

## 4 地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり

①健康づくりの推進

②救急医療・消防防災体制の充実強化

③福祉サービス体制の充実強化

④環境対策の充実強化

# 都市力創造プロジェクト

## 1 利便性の高い都市づくり

①中心市街地の活性化

②定住ネットワークの形成

③道路・交通ネットワークの形成

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網などのネットワークを整備します。

(主要事業：南九州西回り自動車道建設促進事業、国道・県道・市道整備事業、コミュニティバス運行事業等)

④情報通信基盤の整備推進

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービス水準の向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。(主要事業：地域情報化推進事業、行政情報化推進事業、防災行政無線整備事業、防災情報システム整備事業等)

⑤ネットワークサインの整備

## 2 交流拠点を活かしたまちづくり

①川内駅周辺の整備推進



- ②南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進
- ③中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設
- ④港湾機能の強化
- ⑤公園・緑地・河川空間の整備推進

ネットワークサイン...

公共案内サイン→市境案内（ゲートイン）、公共施設案内・誘導、道路標識、施設名看板などです。

観光案内サイン→名所・旧跡案内、市内周遊散策ルート等の誘導看板、地域の産業解説看板などです。

## 交流活力創生プロジェクト

### 1 産業活力を導くまちづくり

#### ①新市経済圏の創出

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対するの求心力を高めます。

（主要事業：市内事業者利用促進事業、地産地消推進事業、新市ブランド形成事業等）

#### ②企業育成・誘致の推進

#### ③新市産業の振興（農林水産業の新たな展開、商工業の振興）

### 2 市域内の連携が盛んなまちづくり

#### ①交流事業の推進（地域や地区コミュニティ間交流、スポーツ交流、生涯学習活動の交流）

#### ②小中学校間の交流推進

### 3 市域外との交流が盛んなまちづくり

#### ①九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

#### ②国際交流の推進

## 基本計画・まちづくり事業計画

### 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

#### (1) 地区\*コミュニティを活かしたしくみづくり

施策項目	主な事業
地区コミュニティ*協議会制度の導入	①コミュニティ推進事業〈市・地区〉（新規）
地区振興計画*の策定支援	②地区振興計画策定支援事業〈市・地区〉（新規）

地区...合併前の関係市町村の小学校区・地区の範囲を示します。  
 地区コミュニティ...人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のことで、関係市町村の65地区（現小学校区・地区）を指します。  
 地区振興計画...これからの地方分権の時代には、これまでも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方にに基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

## (2) コミュニティ活動等への支援強化

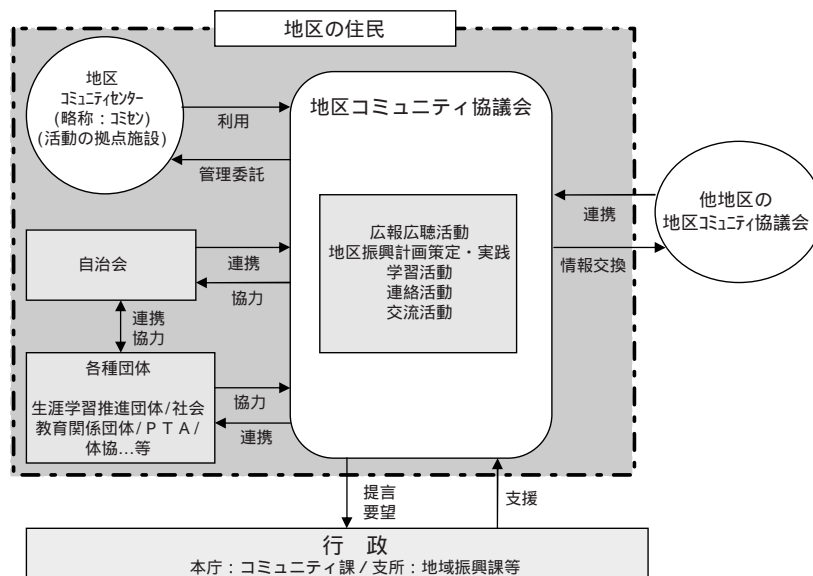
施策項目	主な事業
コミュニティ活動への支援	①地区コミュニティ協議会支援事業(新規) ②自治会活動支援事業 ③ボランティア活動支援事業<市・県> ④ボランティア人材育成支援事業<市・県> ⑤地域づくり活動支援事業 ⑥公共施設里親・推進事業(新規)
市民参画の推進	⑦広報広聴事業 ⑧地域情報化推進事業(新規) ⑨情報公開制度充実事業(新規) ⑩まちづくり交流センター運営事業 ⑪男女共同参画推進事業

公共施設里親（アダプト）の制度...新市など自治体が、道路や公園、海岸などの清掃活動を地元住民に任せる制度で、地元住民を里親に公共施設などを養子になぞらえたものです。（社）食品容器環境美化協会等がまちの美化をめざして「アダプト・プログラム」として制度化、全国的な広がりを見せています。

## (3) コミュニティ活動環境の整備

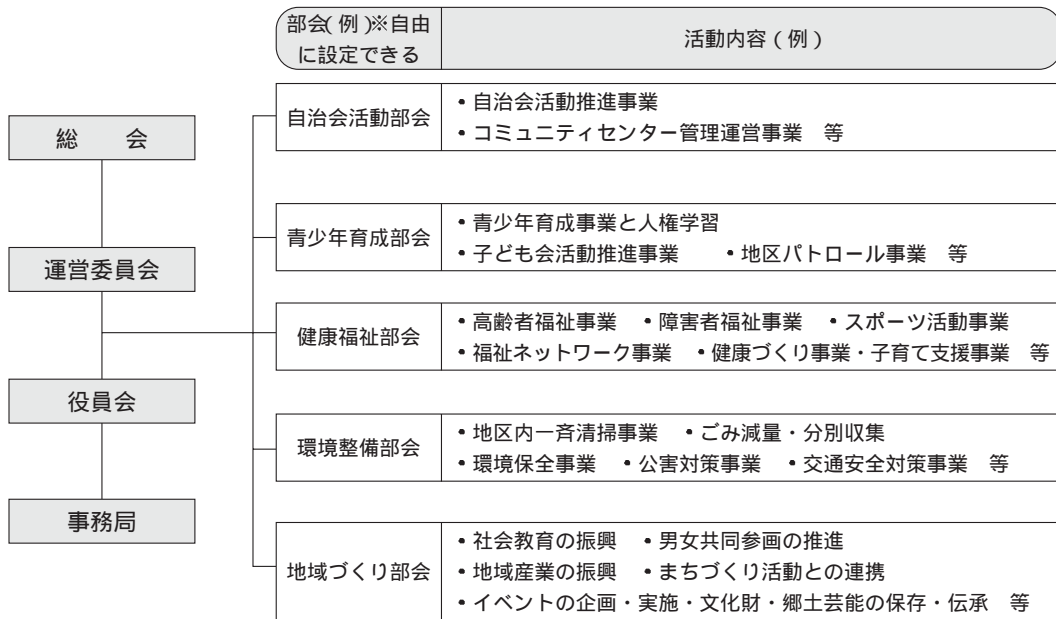
施策項目	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	①地区コミュニティセンター運営管理事業 ②地区コミュニティセンター維持修繕事業 ③地区コミュニティセンター整備改修事業

### 「地区コミュニティ協議会」の位置付け考え方（イメージ案）





## 「地区コミュニティ協議会」組織の考え方（イメージ案）



地区コミュニティ協議会...各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

部会の考え方...地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容等によりまとめたもので、地区のための活動を行うものと想定しています。具体的に設置する部会とその活動内容は、地区の実情に応じて各地区のコミュニティで協議されるべきものと想定しています。

## 2 健康とともに支え合うまちづくり

### (1) 保健・医療の充実

施策項目	主な事業
健康づくりの推進	①健康づくり推進事業 ②健康づくり運動推進計画策定事業(新規) ③予防接種事業 ④感染症予防事業 ⑤保健センター運営管理事業 ⑥保健センター維持修繕事業 ⑦老人保健事業 ⑧母子保健事業
救急医療体制の充実	⑨地域医療対策事業〈市・県〉 ⑩診療施設運営管理事業 ⑪診療施設維持修繕事業 ⑫診療施設整備改修事業(新規) ⑬初期救急医療対策事業〈市・県〉 ⑭第2次救急医療対策事業〈市・県〉 ⑮救急患者搬送ボランティア事業 ⑯離島緊急搬送体制整備事業〈市・県〉

## (2) 社会保障の充実

施策項目	主な事業
国民健康保険事業の健全運営	①国民健康保険事業
老人保健事業の健全運営	②老人保健事業(再掲)
介護保険事業の運営	③介護保険事業
国民年金事業の推進	④国民年金制度周知事業 ⑤国民年金加入促進事業

## (3) 地域福祉社会の形成

施策項目	主な事業
地域福祉活動の推進	①地域福祉計画策定事業 ②地域福祉活動事業 ③生活保護事業 ④ボランティア活動支援事業〈市・県〉(再掲) ⑤ボランティア人材育成支援事業〈市・県〉(再掲)
福祉施設の機能充実	⑥福祉施設管理運営事業 ⑦福祉施設維持修繕事業 ⑧福祉施設整備改修事業(新規)
公共施設等のユニバーサルデザイン化	⑨ユニバーサルデザイン※推進事業(新規)

ユニバーサルデザイン...老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」のことです。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたものです。

## (4) 高齢者福祉の充実

施策項目	主な事業
高齢者の介護予防・生活支援の充実	①高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援充実	②介護保険事業(再掲) ③家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充実	④シルバー人材センター運営事業 ⑤すこやか長寿社会運動推進事業〈県〉

## (5) 子育て支援・児童福祉の充実

施策項目	主な事業
子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	①児童福祉事業 ②子育て支援対策事業 ③児童虐待予防事業 ④次世代育成支援行動計画策定事業

## (6) 障害者(児)福祉の推進

施策項目	主な事業
障害者(児)福祉の充実	①障害者(児)福祉事業 ②知的障害者福祉事業 ③精神障害者福祉事業
社会参加の促進	④雇用・勤労者福祉対策事業 ⑤鹿児島障害者職業能力開発校移転促進事業

## (7) 母子寡婦・父子福祉の充実

施策項目	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	①母子寡婦父子福祉事業

## 3 地域の特徴を活かした教育・文化のまちづくり

### (1) 生涯学習の推進

施策項目	主な事業
生涯学習推進体制の構築	①生涯学習推進事業〈市・県〉 ②生涯学習基本構想策定事業(新規)
生涯学習ネットワークの形成	③生涯学習ネットワーク事業〈市・県〉 ④図書館ネットワーク事業(新規)
生涯学習関連施設の整備	⑤生涯学習施設管理運営事業 ⑥生涯学習施設維持修繕事業 ⑦生涯学習施設整備改修事業(新規)

### (2) 社会教育の促進

施策項目	主な事業
社会教育活動の充実	①社会教育活動支援事業

### (3) 人権の尊重

施策項目	主な事業
人権教育活動の推進	①人権教育推進事業
啓発活動の推進	②人権問題啓発事業

### (4) 幼児教育・学校教育等の充実

施策項目	主な事業
幼児教育の振興	①幼児教育振興事業
学校教育の充実	②学校教育振興事業〈市・県〉 ③教育相談対策事業〈市・県〉 ④学校給食事業 ⑤高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	⑥学校施設整備改修事業 ⑦学校施設維持修繕事業 ⑧教職員住宅維持管理事業 ⑨教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	⑩郷土教育推進事業(新規) ⑪小学校特認校※制度事業 ⑫学校間交流事業 ⑬漁村留学推進事業〈市・県〉 ⑭通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	⑮専門教育充実事業 ⑯地域と高等教育機関との連携事業 ⑰サテライト教室※促進事業(新規)
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	⑱ALT配置事業 ⑲英語大好きかごしまっ子育成事業 ⑳教育用パソコン整備事業 ㉑教育ネットワーク運営事業 ㉒国際交流事業(再掲)

特認校...小規模校入学特別認可制度により、自然環境に恵まれた小規模の小中学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合には、通学状況や生活指導面など教育的な配慮の上、市内に住んでいる児童生徒が、通学区域に関わりなく、誰でも入学申し込みをできる制度です。  
サテライト教室...大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のことです。

## (5) 青少年の健全育成

施 策 項 目	主 な 事 業
青少年の健全育成	①青少年健全育成事業〈市・県〉

## (6) 地域文化の保存・継承

施 策 項 目	主 な 事 業
文化活動の推進	①文化活動推進事業 ②歴史文化振興事業 ③郷土芸能保存継承事業(新規) ④文化財保護事業 ⑤清色城跡保存関連整備事業 ⑥入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源のネットワーク化	⑦歴史・文化ネットワーク事業(新規) ⑧公共サイン整備事業(新規)
文化的施設の整備及び利用促進	⑨歴史文化施設運営管理事業 ⑩歴史文化施設維持修繕事業 ⑪歴史文化施設整備改修事業(新規)

## (7) スポーツの振興

施 策 項 目	主 な 事 業
スポーツの振興	①地域スポーツクラブ育成事業 ②スポーツ振興事業〈市・県〉 ③運動公園運営管理事業 ④運動公園維持修繕事業 ⑤運動公園整備事業(新規) ⑥屋内体育施設維持修繕事業 ⑦屋内体育施設整備改修事業(新規) ⑧県民体育大会〈県〉(新規)

## (8) 交流活動の推進

施 策 項 目	主 な 事 業
国際交流の推進	①国際交流事業 ②国際交流員招致事業 ③鹿児島純心女子大学留学生支援事業 ④外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	⑤地域間青少年交流事業〈市・県〉(新規) ⑥漁村留学推進事業〈市・県〉(再掲) ⑦地域・地区団体交流事業〈市・県〉(新規)

## 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

### (1) 防災・生活安全対策の充実

施策項目	主な事業
防災体制の強化	①災害対策事業 ②原子力安全対策事業〈市・県〉 ③自主防災組織等育成事業 ④防災行政無線整備事業(新規) ⑤地域防災対策事業 ⑥防災情報システム整備事業(新規) ⑦危機管理センター整備事業(新規)
消防・救急体制の充実	⑧消防通信施設整備事業(新規) ⑨消防無線局整備事業(新規) ⑩消防庁舎改修事業(新規) ⑪消防分署整備事業(新規) ⑫消防資機材整備事業 ⑬防火水槽整備事業 ⑭消防団施設整備事業 ⑮消防団資機材整備事業 ⑯消防団活性化事業 ⑰救急患者搬送ボランティア事業(再掲) ⑱離島緊急搬送体制整備事業〈市・県〉(再掲)
安全な市民生活の確保	⑲消費生活対策事業
交通安全・防犯対策の推進	⑳交通安全対策事業 ㉑市道交通安全施設整備事業 ㉒県道交通安全施設整備事業〈県〉 ㉓防犯対策事業

### (2) 環境対策の充実

施策項目	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	①自然環境保全事業 ②公害対策事業 ③環境基本計画策定事業(新規)
自然エネルギーの導入	④新エネルギー推進事業(新規)
環境衛生対策の充実	⑤環境衛生対策事業〈市・県〉
葬斎場・墓地環境の整備	⑥葬斎場維持管理事業 ⑦葬斎場整備改修事業(新規) ⑧市営墓地維持修繕事業 ⑨市営墓地整備改修事業(新規)

### (3) ごみ処理の充実

施策項目	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	①資源ごみ収集・リサイクル推進事業 ②衛生自治組織活動支援事業 ③リサイクルセンター整備事業(新規)
不法投棄の防止推進	④不法投棄防止事業
ごみ処理施設の機能充実	⑤クリーンセンター維持修繕事業 ⑥クリーンセンター等施設整備改修事業(新規)
最終処分場の整備	⑦最終処分場施設整備事業(新規) ⑧ごみ処分場閉鎖事業

#### (4) 下水道・生活排水処理対策の推進

施策項目	主な事業
し尿処理施設の整備充実	①環境センター維持修繕事業 ②川内環境センター施設更新事業(新規) ③汚泥再生処理センター建設事業(新規)
合併処理浄化槽の整備促進	④合併浄化槽整備促進事業 ⑤浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道等の計画的な整備・適正な維持管理	⑥向田処理区公共下水道事業 ⑦永利地区下水処理事業 ⑧中甌中野地区下水道事業 ⑨鹿島地区下水道事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	⑩城上地区農業集落排水事業 ⑪入来中部地区農業集落排水事業 ⑫大馬越地区農業集落排水事業 ⑬祁答院中央地区農業集落排水事業 ⑭里地区農業集落排水事業 ⑮平良地区漁業集落排水事業 ⑯片野浦地区漁業集落排水事業 ⑰手打地区漁業集落排水事業(新規)

#### (5) 安定した水・温泉利用対策の充実

施策項目	主な事業
簡易水道の整備充実	①簡易水道施設管理事業 ②簡易水道施設維持修繕事業 ③簡易水道施設整備事業
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	④上水道施設管理事業 ⑤上水道施設維持修繕事業 ⑥上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	⑦温泉施設管理事業 ⑧温泉施設維持修繕事業 ⑨温泉施設整備事業(新規) ⑩温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	⑪農業振興施設維持修繕事業 ⑫農業振興施設整備事業〈市・県〉 ⑬工業用水事業

### 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

#### (1) 新市経済圏の創出

施策項目	主な事業
市内事業者の利用促進	①市内事業者利用促進事業(新規)
地産地消の推進	②地産地消推進事業(新規) ③物流拠点施設整備事業(新規)
新市ブランドの形成	④新市ブランド形成事業〈市・県〉(新規)

#### (2) 農業の振興

施策項目	主な事業
安定的な農業経営の実現	①農村振興基本計画策定事業(新規) ②農業振興推進事業〈市・県〉 ③農地利用促進事業



施 策 項 目	主 な 事 業
農業公社の設立	④農業公社設立事業(新規)
畜産振興対策の実施	⑤畜産振興推進事業 ⑥畜産施設整備事業(新規) ⑦新市ブランド形成事業〈市・県〉(新規/再掲)
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	⑧農畜産物活性化事業 ⑨観光物販施設運営管理事業 ⑩地産地消推進事業(新規/再掲)
農村振興	⑪むらづくり推進事業〈県〉 ⑫体験学習・交流推進事業〈市・県〉(新規) ⑬里地棚田保全整備事業〈県〉
農業基盤整備の推進	⑭広域営農団地農道整備事業川薩3期地区〈県〉 ⑮農道維持修繕事業 ⑯農道整備事業〈市・県〉 ⑰農業振興施設維持修繕事業(再掲) ⑱農業振興施設整備事業〈市・県〉(再掲) ⑲農地等防災事業〈市・県〉

### (3) 林業の振興

施 策 項 目	主 な 事 業
森林資源の確保	①森林保全対策事業〈市・県〉 ②治山事業〈市・県〉 ③森林整備計画策定事業(新規)
林業経営の高度化	④林業振興対策事業 ⑤林業後継者育成対策事業〈県〉 ⑥森林整備担い手育成確保総合対策事業〈県〉 ⑦かごしま材利用推進事業〈県〉
特用林産物の振興	⑧特用林産物対策事業〈県〉
林業生産基盤の整備	⑨林道維持修繕事業 ⑩林道整備事業〈市・県〉

### (4) 水産業の振興

施 策 項 目	主 な 事 業
安定的な水産業経営の実現	①水産業振興推進事業 ②地産地消推進事業(新規/再掲) ③漁業生産の担い手育成事業〈県〉 ④水産物市場整備事業(新規)
つくり育てる漁業の推進	⑤水産業振興推進事業(再掲) ⑥魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	⑦水産業振興推進事業(再掲) ⑧活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	⑨漁村留学推進事業〈市・県〉(再掲) ⑩漁業集落環境整備事業
漁業基盤整備の推進	⑪漁港施設管理事業 ⑫漁港維持修繕事業 ⑬市営漁港整備事業 ⑭県営漁港整備事業〈県〉 ⑮水産業振興施設整備事業 ⑯漁港海岸保全整備事業〈県〉

## (5) 商工業の振興

施 策 項 目	主 な 事 業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	①商工業振興対策事業 ②TMO※運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	③市内事業者利用促進事業(新規/再掲) ④地産地消推進事業(新規/再掲) ⑤地域企業振興事業 ⑥企業誘致事業 ⑦公共用地活用事業(新規) ⑧産業振興構想策定事業(新規) ⑨起業化支援推進事業(新規) ⑩産学官連携事業(新規) ⑪異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	⑫雇用対策事業〈市・県〉 ⑬子供たちの体験学習推進事業〈県〉 ⑭勤労者福祉事業〈市・県〉 ⑮シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	⑯産業拠点調査事業(新規)

TMO...中心市街地活性化法に基づき、商業関係者が組織する機関のことです。中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができます。タウンマネージメント機関ともいいます。

## (6) 観光の振興

施 策 項 目	主 な 事 業
観光資源の複合的な活用	①新市ブランド形成事業〈市・県〉(新規/再掲) ②観光振興計画策定事業(新規) ③観光協会運営支援事業 ④観光パッケージ開発事業(新規) ⑤観光キャンペーン事業 ⑥地域・地区団体交流事業〈市・県〉(新規/再掲) ⑦国立電波望遠鏡等連携事業
スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	⑧イベント・コンベンション誘致促進事業〈市・民間〉(新規) ⑨イベント運営促進事業〈市・民間〉(新規) ⑩フィルムコミッション事業〈市・民間〉(新規) ⑪研究活動誘致事業(新規) ⑫修学旅行・社会科見学誘致事業(新規)
温泉街の活性化	⑬温泉街活性化事業(新規)
観光施設の機能充実	⑭観光物販施設運営管理事業(再掲) ⑮観光物販施設維持修繕事業〈市・民間〉 ⑯観光物販施設整備改修事業〈市・民間〉(新規) ⑰観光物販施設販売促進事業〈市・民間〉(新規) ⑱タラソセラピー施設整備事業(新規) ⑲宿泊施設運営管理事業 ⑳宿泊施設維持修繕事業 ㉑宿泊施設整備改修事業(新規)

## 6 都市力を創生するまちづくり

### (1) 住環境の整備

施策項目	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	①公営住宅等管理事業 ②公営住宅ストック改善事業 ③公営住宅整備計画策定事業(新規) ④公営住宅整備事業(新規) ⑤シルバーハウジング整備事業<市・県> ⑥ウッドタウンプロジェクト推進事業<県>
定住促進対策の推進	⑦定住促進対策事業 ⑧定住体験事業 ⑨地域活性化住宅整備事業(新規) ⑩地域活性化住宅地造成事業(新規)
がけ地近接住宅の対策	⑪がけ地近接住宅対策事業

### (2) 公園緑地の整備

施策項目	主な事業
公園の適正な維持管理体制の構築	①公園施設管理事業 ②公園維持修繕事業 ③公園整備事業(新規) ④都市計画公園整備事業(新規) ⑤ボランティア活動支援事業(再掲) ⑥公共施設里親推進事業(新規/再掲)
観光公園の整備	⑦観光公園施設維持修繕事業 ⑧観光公園施設整備事業(新規)
運動公園の整備	⑨運動公園運営管理事業(再掲) ⑩運動公園維持修繕事業(再掲) ⑪運動公園整備事業(新規/再掲) ⑫屋内体育施設維持修繕事業(再掲) ⑬屋内体育施設整備改修事業(新規/再掲)

### (3) 道路・交通ネットワークの整備

施策項目	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	①南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	②国道3号整備促進事業 ③国道267号整備事業<県> ④国道328号整備事業<県>
県道の整備推進	⑤蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) ⑥川内空港道路整備促進事業(新規) ⑦宮崎バイパス整備促進事業(新規) ⑧県道整備事業<県> ⑨県道交通安全施設整備事業<県>(再掲) ⑩街路事業<県>
市道の整備推進	⑪市道維持修繕事業 ⑫市道整備計画策定事業(新規) ⑬市道整備事業(新規) ⑭市道交通安全施設整備事業(再掲) ⑮都市計画道路整備事業 ⑯ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)

施策項目	主な事業
交通サービスの強化	⑰九州新幹線整備促進事業 ⑱肥薩おれんじ鉄道利用促進事業 ⑲路線バス運行支援事業〈市・県〉 ⑳コミュニティバス運行事業(新規) ㉑上甕島バス運行事業 ㉒下甕島バス運行事業 ㉓海上交通対策推進事業〈市・県〉(新規)

#### (4) 市街地等の整備と拠点づくり

施策項目	主な事業
新市の中心市街地の形成	①川内駅周辺地区整備事業 ②川内駅周辺地区土地区画整理事業 ③都市景観整備事業(新規) ④公共施設里親推進事業(新規/再掲) ⑤ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲) ⑥サイン計画策定事業(新規) ⑦公共サイン整備事業(新規/再掲) ⑧都市下水道維持修繕事業 ⑨都市下水道整備改修事業
市内各地の市街地の整備	⑩天辰地区土地区画整理事業 ⑪入来温泉場地区土地区画整理事業

#### (5) 河川等の整備

施策項目	主な事業
河川等の整備	①河川水路維持修繕事業 ②河川改修事業〈市・県〉(新規) ③排水路整備事業 ④砂防・急傾斜地対策事業〈市・県〉 ⑤海岸保全整備事業 ⑥川内川市街部改修促進事業 ⑦川内川下流改修促進事業
河川等の環境整備	⑧親水施設整備事業〈市・県〉 ⑨海岸環境整備事業〈県〉

#### (6) 港湾施設の充実及び利用促進

施策項目	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	①港湾利用促進事業 ②定期航路開設促進(ポートセールス)事業〈市・県〉
港湾機能の強化	③港湾整備事業〈市・県〉 ④旅客待合所管理事業

#### (7) 情報通信基盤の整備

施策項目	主な事業
地域・行政情報システムの統一本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	①地域情報化推進事業(新規/再掲) ②行政情報化推進事業 ③地域情報施設整備事業
防災情報ネットワークの構築	④防災行政無線整備事業(新規/再掲) ⑤防災情報システム整備事業(新規/再掲)
情報通信格差への対応	⑥移動通信用鉄塔施設整備促進事業

## (8) 土地の有効利用

施 策 項 目	主 な 事 業
土地利用の推進	①国土利用計画策定事業(新規) ②都市計画マスタープラン策定事業(新規)
用地行政の充実	③土地利用対策事業 ④用地対策事業 ⑤未登記土地整理事業 ⑥地籍調査事業

## 7 みんなで進める市民参画のまちづくり

### (1) 市民参画の推進

施 策 項 目	主 な 事 業
市民参画の推進	①情報公開制度充実事業(新規/再掲) ②まちづくり交流センター運営事業(再掲) ③地区振興計画策定支援事業〈市・地区〉(新規/再掲)
広報広聴の充実	④総合機能支所の設置 ⑤広報広聴事業(再掲) ⑥地域情報化推進事業(新規/再掲) ⑦行政情報化推進事業(新規/再掲) ⑧地区コミュニティセンター運営管理事業(再掲)

### (2) 男女共同参画社会の形成

施 策 項 目	主 な 事 業
男女共同参画社会の実現	①男女共同参画条例策定事業(新規) ②男女共同参画推進事業(再掲)

### (3) 効率的な行政運営の推進

施 策 項 目	主 な 事 業
実効性の高い行政運営の推進	①総合機能支所の設置(再掲) ②総合計画策定事業(新規) ③行政評価制度運営事業(新規) ④定数管理計画策定事業(新規) ⑤地域情報化推進事業(新規/再掲)
公共施設の整備・管理	⑥庁舎管理・改修事業 ⑦本庁舎駐車場整備事業(新規)
電子自治体の構築	⑧行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサインの整備	⑨サイン計画策定事業(新規/再掲) ⑩公共サイン整備事業(新規/再掲)

### (4) 健全で安定的な財政運営の推進

施 策 項 目	主 な 事 業
健全で安定的な財政運営の推進	①財政計画策定事業(新規) ②バランスシート策定事業(新規)

# 新市における県事業の推進

## ●鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。

また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

## ●新市における県事業

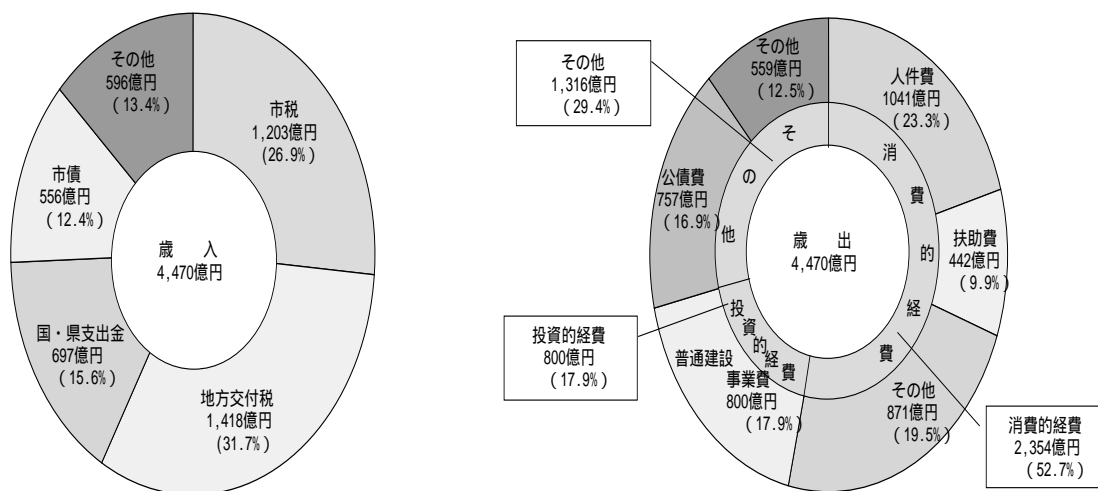
鹿児島県は、新市の施策と連携しながら事業を実施し、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

# 財 政 計 画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合を含む普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、想定される合併効果等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるように十分留意しました。また、基本計画・まちづくり事業計画についても、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案しながら策定していく実施計画等に従い、限られた財源の中で実施することとしています。

## ●予算の分類

### 合併から平成26年度までの合計





区 分		内 容
歳入	市 税	地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民及び企業から徴収する課徴金です。
	地 方 交 付 税	地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正すると共に、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保証するため、国が一括徴収した財源を配分するものです。
	国 庫 支 出 金	地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金です。
	県 支 出 金	市町村の支出する特定の経費に対して県が負担する全ての支出金です。
	市 債	地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるものです。
歳出	消費的経費	職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。(職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等)
	人 件 費	
	扶 助 費	各種法令に基づき被扶助者に対して支出する経費です。(生活困窮者、児童、老人、障害者等の援助費)
	投資的経費	普通建設事業費
そ の 他	公 債 費	市債の元利償還に要する経費です。

## ●合併に伴う財政支援措置

		限 度 額	活用額(財政計画)
国の支援	臨時的経費に対する財政措置	約24億円	約24億円
	市町村合併補助金	約8億円	約8億円
県の支援	市町村合併特例交付金	10億円	10億円
合 併 特 例 債		約480億円	約200億円
計		約522億円	約242億円

- 合併に伴う経費などについて、国・県からの支援額は約42億円です。
- 合併特例債は、後年度の返済を考慮し、事業実施可能額の約480億円のうち200億円(約4割程度)を活用します。

## ●合併による新たな投資への対応

- 普通建設事業費は、合併特例債の活用を含み約800億円となり、合併しなかった場合と比較すると約121億円の増額を見込んでいます。これは、新市一体化躍動プラン事業など、合併による新たな投資に取り組むために必要な額です。ただし、新規事業については、事業調査を行った上で、緊急性・効果等を勘案し着手するものとしします。

## ●歳入・歳出の比較

(単位：百万円)

	区 分	合併しなかった場合	合併した場合	差 額
歳入	市 税	120,130	120,326	196
	地 方 交 付 税	134,686	141,842	7,156
	国 県 支 出 金	68,146	69,667	1,521
	市 債	45,334	55,555	10,221
	そ の 他	98,864	59,623	-39,241
	計	467,160	447,013	-20,147
歳出	人 件 費	111,019	104,147	-6,872
	扶 助 費	41,416	44,165	2,749
	物 件 費	59,278	54,260	-5,018
	その他消費的経費	51,585	32,819	-18,766
	普通建設事業費	67,900	80,000	12,100
	公 債 費	72,577	75,733	3,156
	そ の 他	52,216	55,889	3,673
	計	455,991	447,013	-8,978

- 10カ年累計の人件費は、合併しなかった場合と比較すると約69億円の削減効果を見込んでいます。
- 物件費は、合併しなかった場合と比較すると約50億円の削減効果を見込んでいます。
- 扶助費は、今後福祉分野の経費が増え、約28億円の増額を見込んでいます。
- 公債費(10カ年累計)は、約32億円の増額を見込んでいます。
- 新市においては、国・県の財政状況や地方交付税制度の動向を見極めながら、中・長期的視点に立った財政運営を図ります。

◆参考資料

地区名一覽

地域名	地区名	校区地区別 世帯数	校区地区別 人口	構成 自治会数	小学校名	中学校名
川内	龜山 可愛 育英 川内 平西 平東 隈之 永利 水引 峰山 滄浪 寄八 高幡 城上 陽成 吉川 湯田 西方	3,161	7,902	21	龜山小学校	北中学校
		4,835	11,330	34	可愛小学校	
		1,820	4,335	10	育英小学校	
		2,653	5,768	36	川内小学校	
		4,759	11,607	23	平西小学校	
		558	1,296	12	平東小学校	
		4,829	12,199	52	隈之利小学校	
		2,281	5,662	28	永利小学校	
		1,394	3,265	35	水引小学校	
		724	1,752	19	峰山小学校	
		247	486	6	滄浪小学校	
		230	457	8	寄八小学校	
		684	1,693	14	高幡小学校	
		983	2,061	9	城上小学校	
		496	1,253	7	陽成小学校	
		373	843	9	吉川小学校	
		155	346	4	湯田小学校	
		345	733	7	西方小学校	
		338	587	5	西方小学校	
	19	30,865	73,575	339	19	7
樋脇	塔之原 塔之原 塔之原 塔之原 市比野 市比野 市比野 市比野 市温倉	206	506	10	樋脇小学校	樋脇中学校
		171	472	6		
		276	656	8		
		409	945	14		
		362	880	11		
		107	278	4		
		94	218	4		
		177	512	8		
		482	1,015	11		
		389	981	9		
		472	1,123	8		
		127	311	4		
	12	3,272	7,897	97	5	1
入来	副田 入朝 朝大 八馬	941	2,801	24	副田小学校	入来中学校
		583	1,819	19	入来小学校	
		216	727	13	朝陽小学校	
		294	857	11	大馬越小学校	
	5	2,099	6,377	72	4	1
東郷	斧南 山瀨 山丸 鳥藤	1,355	3,651	16	東郷小学校	東郷中学校
		337	762	8	山瀨小学校	
		235	602	4	山丸小学校	
		284	687	6	鳥藤小学校	
		214	453	9	藤川小学校	
	5	2,425	6,155	43	5	1
祁答院	黒上 大轟 轟牟 田	364	985	9	黒木小学校	祁答院中学校
		357	961	9	上手小学校	
		375	995	5	大裏小学校	
		219	472	2	蘭牟田小学校	
	5	1,907	4,738	32	4	1
里	蘭園 園中 園下 村西 村東	171	413	5	里小学校	里中学校
		76	202	2		
		130	311	4		
		108	241	3		
		140	312	5		
	5	625	1,479	19	1	1
上甌	中中 江平 小瀨 瀨桑 之	350	675	6	中津小学校	上甌中学校
		37	64	1		
		114	209	3		
		186	378	5		
		102	203	3		
		130	272	3		
		42	76	1		
	7	961	1,877	22	3	1
下甌	手打 片野 瀨々 内川 内長 青瀨	499	1,012	3	手打小学校	海陽中学校
		122	236	1		
		140	229	1		
		40	67	1		
		525	933	2		
	6	1,497	2,815	10	5	2
鹿島	蘭牟田(鹿島)	371	688	7	鹿島小学校	鹿島中学校
		371	688	7		
総計	65	44,022	105,601	641	47	16

※人口動態調査結果(各市町村で調査年月日が異なります。平成15年9月30日時点と10月1日時点)